

(参 考)

子ども医療費助成事業市町村別実施状況

R1. 10. 1現在

資格証区分	《未就学児》(乳)						《小中学生》(学)							
対象者	出生の日から満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの						満6歳に達する日以後における最初の4月1日から満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの							
	公費負担者番号	一部自己負担				食事療養費助成		公費負担者番号	一部自己負担				食事療養費助成	
		入院		通院					入院		通院			
		あり	なし	あり	なし	あり	なし		あり	なし	あり	なし	あり	なし
県の基本制度	-	○		○		○	-	○		助成対象外			○	
大分市	83. 44. 901. 7		○		○		83. 44. 801. 9		○	助成対象外			○	
別府市	83. 44. 902. 5		○		○		83. 44. 802. 7		○	助成対象外			○	
中津市	83. 44. 903. 3		○		○		83. 44. 803. 5		○	○			○	
日田市	83. 44. 904. 1		○		○		83. 44. 804. 3		○		○※		○	
佐伯市	83. 44. 905. 8		○		○		83. 44. 805. 0		○		○		○	
臼杵市	83. 44. 906. 6		○		○		83. 44. 806. 8		○	○			○	
津久見市	83. 44. 907. 4		○		○	○	83. 44. 807. 6		○		○	○		
竹田市	83. 44. 908. 2		○		○	○	83. 44. 808. 4		○		○	○		
豊後高田市	83. 44. 909. 0		○		○		83. 44. 809. 2		○		○		○	
杵築市	83. 44. 910. 8		○		○		83. 44. 810. 0		○		○		○	
宇佐市	83. 44. 911. 6		○		○		83. 44. 811. 8		○	○			○	
豊後大野市	83. 44. 936. 3		○		○	○	83. 44. 836. 5		○		○	○		
由布市	83. 44. 925. 6		○		○		83. 44. 825. 8		○		○		○	
国東市	83. 44. 917. 3		○		○	○	83. 44. 817. 5		○		○	○		
姫島村	83. 44. 916. 5		○		○		83. 44. 816. 7		○		○		○	
日出町	83. 44. 920. 7		○		○		83. 44. 820. 9		○	○			○	
九重町	83. 44. 946. 2		○		○		83. 44. 846. 4		○		○		○	
玖珠町	83. 44. 947. 0		○		○		83. 44. 847. 2		○		○		○	

通院：(小学生以上) 医療機関毎に1日500円、月2,000円限度

(中津市、臼杵市、宇佐市、日出町の小中学生。ただし調剤薬局分は一部自己負担なし。)

※：市外については償還払

<注1> 助成内容の詳細については、市町村子ども医療費助成担当窓口へお問い合わせください。

<注2> 下記の市で高校生等の医療費の助成を実施しています。助成対象者、助成内容等の詳細については、市町村子ども医療費助成担当窓口へお問い合わせください。

・豊後高田市(83. 44. 709. 4) ・由布市(83. 44. 725. 0) ・国東市(83. 44. 717. 7)